

令和3年6月3日

臨時休所する児童クラブの児童が在籍する保護者の
勤務先企業・事業者の皆さまへ

東村山市長 渡部 尚

新型コロナウイルス感染者の発生による臨時休所に伴うお願い

日頃より、東村山市の児童クラブ事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

市内児童クラブ（1施設）において、在籍児童2名が新型コロナウイルスに感染したことが判明しております。

当該児童クラブにおける感染等の現状を踏まえ、現時点では、以下の期間において臨時休所とします。

【現時点における臨時休所期間】

令和3年5月28日（金）及び6月2日（水）から6月4日（金）まで

※5日（土）以降の臨時休所については追って判断し、以下の市ホームページに最新の情報を随時掲載します。

<東村山市ホームページ>

トップページ → 子育て・教育 → 児童館・児童クラブ → 児童課からのお知らせ → 市内児童クラブにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

当該児童クラブに在籍する児童の保護者の勤務先企業・事業者の皆さまにおかれましては臨時休所の間、保護者の勤務について、ご家庭での保育が可能となるよう特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、保護者の皆さまには、当該児童クラブより臨時休所となる旨などについて別途通知させていただいておりますので、併せてご確認いただければ幸いです。

【問い合わせ先】

東村山市役所 子ども家庭部児童課管理係
電話：042-393-5111（内線 3175）